

上 申 書

平成九年五月一四日

日 本 脱 カ ル ト 研 究 会

(J D C C)

代 表 理 事 高 橋 紳 吾

(事務局 〒二四二 神奈川県大和市中央二丁目一番一五号

パークロード大和ビル二階 大和法律事務所

☎ 〇四六二〓六三〓〇一三〇 FAX 〓六三〓〇三七五

弁 護 士 滝 本 太 郎)

法 務 省

矯 正 局 長 御 中

上 申 の 趣 旨

- 一、いわゆるオウム真理教の信者が受刑者となっている場合、当会の推薦する者をして
教誨師とするか、接見や信書の発受において「特に必要ありと認める場合」に該当す
るものとして対応されたい。
- 二、右の者の接見や信書の発受において、当会の推薦するオウム真理教の元信者を、
「特に必要ありと認める場合」に該当するものとして対応されたい。
- 三、右各接見の回数と時間につき、格別のご配慮をされたい。
- 四、当会の推薦する図書、冊子等を、親族又は当会から差し入れないし郵送するにつき、
本人が購読できるよう、また各刑務所備え付けの一般図書とされるよう、格別の配慮
をされたい。

上 申 の 理 由

- 一、当会は、オウム真理教のメンバーについての脱会カウンセリングの交流をもともと
の課題として、精神科医・心理学者・心理療法士・宗教者・弁護士らが集まり研究交

流を重ねている団体であります。研究会はすでに一二回を超えています。

会則などは、添付の冊子及び会報を参照して下さい。

二、さて、オウム真理教の一連の事件は、典型的な破壊的カルトによるものとして、その教祖からの精神的な著しい桎梏による事件であるとの特徴をもっています。そこでは、「無間地獄」への恐怖をおおるなどのマインド・コントロールの手法が徹底して使われ、後には薬物まで使用され、反規範的人格態度をもつに至り、犯行に至ったものであります。メンバーは、元々はなんら犯罪とかかわるような者でなかったのであり、いわゆる前科・前歴をもつ者も、非行歴をもつ者もまありません。

したがって、かかる受刑者に対しては、単に刑事処罰がなされただけでは更生は到底図れず、出所後も再びオウム真理教に戻って再犯に至る可能性のあるものであります。

また、脱会したとしても元メンバーは自らのしたこと、かかる組織に属したことから自己嫌悪になやまされ、一方で「修行」なるものへの未練を絶ちがたく、そのままでは健全な社会生活、家庭生活をいとなむ事が著しく困難にもあります。右は、一般の受刑者とは著しく状態を異にしているものであり、家族の説得や一般教誨にお

いて矯正されるものではなく、脱マインド・コントロールのカウンセリングや事後のケアを研究、経験してきた者との話し合いがあつてこそ克服できる課題であります。

右の点から、すでに、未決段階においては、家族の依頼などにより少なからぬ会員らが接見し、あるいは信書発受をしてきており、それなりの成果をおさめています。

しかし、受刑段階になりますと原則として月一回の親族とのみの接見が許されるに過ぎない状態であり、右のごときカウンセリングやケアが不可能になっており、出所後再びオウム真理教に戻る事態が生じています。

ところで、監獄法二九条によれば教誨として面会することが不可能ではなく、また同法四五条二項には、接見が親族に限定される例外として「特に必要と認める場合」として許される規定もあります。更に同法四六条二項には、信書発受において同じく例外規定があります。これらは、まさに本件のごとき親族以外の面会が更生のために必要な事態を想定していると言ふべきであります。

三、また、オウム真理教はすでに宗教法人の解散についての東京地方裁判所判決、東京高等裁判所判決及び最高裁判所判決に明らかとなり、その団体としての違法行為が確定しているものであり、その正当性は失われています。破壊活動防止法が適用され

なかったのは、単に、暴力主義的破壊活動を将来反復又は継続してなす明らかな危険性が十分には認められなかったからなどの理由に過ぎません。だからこそ、すでに厚生省はその相談活動の円滑な実施をされるように各都道府県の当該部局に通達を出しているものであります。

もとより、当会が推薦する者とは、たとえ宗教者でありましても、自らの宗教・宗派に所属させることを目的としているものではなく、破壊的カルトにあるメンバーのマインド・コントロールないし洗脳をとき、自らの頭で考えるように導くことを目的としているものであります。脱会者に対しても本人が自信をもって自立していくよう導くものです。

なお、いわゆる警察庁長官銃撃事件の元巡査長供述ビデオで問題となった「脳機能学者」は当会に所属していないものであります。

したがって、当会の推薦する者が、メンバーに対する脱会カウンセリング及びケア一をすることは、なんら違法でも、不当でもないものであり、本人の更生のために必要かつ不可欠なものであります。

四、よって、上申の趣旨一項記載のとおり求めます。

五、また、カウンセリングにおいては、同じ破壊的カルトにいた者の話が極めて有効であります。

すなわち、その者が同じように信じ、同じように「修行」をし、同じように教祖に「帰依」してきたが、その後脱会するに至り、精神的にも社会的に決意してすすんでいるということ、その直接の言葉で知れることは、教祖からの精神的な桎梏やその後の自己嫌悪などに悩んでいる受刑者にとって、更生の契機と意欲を与える重要な接見であります。

添付の冊子及びニュース「カナリヤの詩」を参考にして下されば判明するとおり、脱会した者にとって、自立していく各過程にある者が相互交流することは、極めて有効なカウンセリング手法なのです。

よって、上申の趣旨二項記載のとおり求めます。

六、カウンセリングにおいては、カウンセラーとの信頼関係の確立と、本人が心情を吐露していくまでの心の変化の様子を注意深く観察していくことが必須であります。しかも、刑務所における面会は、教誨師であれば格別、仕切り板を隔てたものとならざるを得ません。

従って、刑務所の物的・人的制約から一般の接見が十分～三十分などとされていることは承知してはいますが、是非右カウンセリングの際には、一回二時間以上の時間を
ご容赦願いたく、またあまりに断続しては効果が減ずるものでありますので一か月一
度という回数に例外に位置づけられたいと願うものであります。

よって、上申の趣旨三項記載のとおり求めます。

七、カウンセリングにおいては、面接する時間のみですべてが解決していくものではありません。本人がひとり房の中で休む時、ひとり物思いに耽る時こそ、本人は教祖の
桎梏と闘い、自分の頭で考えようとする時間であります。そのためには、カウンセラ
ーや元信者との接見以外に、オウム真理教の実態と教祖の矛盾を証拠をもって知らし
める図書、マインド・コントロールを解説した本、本来の仏教ないしチベット密教の
考え方を示す本などが、本人の読める状態にある必要があります。右は、刑務所備え
付けの一般図書としても有効なものと思料します。

よって、上申の趣旨四項記載のとおり求める次第です。

八、本書の趣旨は、随時、各刑務所長に上申する予定ですが、これを円滑に進ませるべ
く、矯正局からも通達して下されたく、ここに上申した次第です。

図書・冊子等のリストは近日中に郵送し、また当会が推薦する者、推薦する元信者
については、随時各刑務所長あてに上申します。

添付書類

- 一、冊子「心の健康づくりハンドブック」 一冊
- 二、JDCC会報一号、二号 各一通
- 三、冊子「カナリヤの詩」 一冊
- 四、ニュース「カナリヤの詩」一九号～二三号 各一通
- 五、通達「精神保険相談の円滑実施について」 写一通

以上